

回覧

松風台バス停や公園・路上でのタバコの
吸い殻など、ゴミのポイ捨てに注意しまし
よう！

茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（条例名称：きれいなちがさき条例）

平成 14年6月1日 施行

平成 19年7月1日 一部改正

この条例は、市と市民および事業者が協力してポイ捨てや落書きのない美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保と地域の環境保全の一層の推進を目的とするものです。
また、市ではこの条例を一部改正し、平成17年6月1日より深夜に花火を行うことを禁止しました

この条例では次のことを禁止しています

- 空き缶、タバコの吸い殻などゴミのポイ捨てをしてはいけません。
違反すると2万円以下の罰金が科せられます。



みんなで松風台を住みよいまち
づくりをめざしましょう！

松風台自治会環境部